

兵庫県鉄鋼業最低賃金

適用する使用者	<p>(1) 鉄鋼業</p> <p>(2) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）</p>
適用除外労働者	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <ul style="list-style-type: none">イ 清掃、片付け又は賄いの業務ロ 軽易な運搬の業務